

# 厚木市無電柱化推進計画

## 【概要版】

令和4年3月

厚木市

# 1. 計画の目的と位置付け (本編 P.2~P.3)

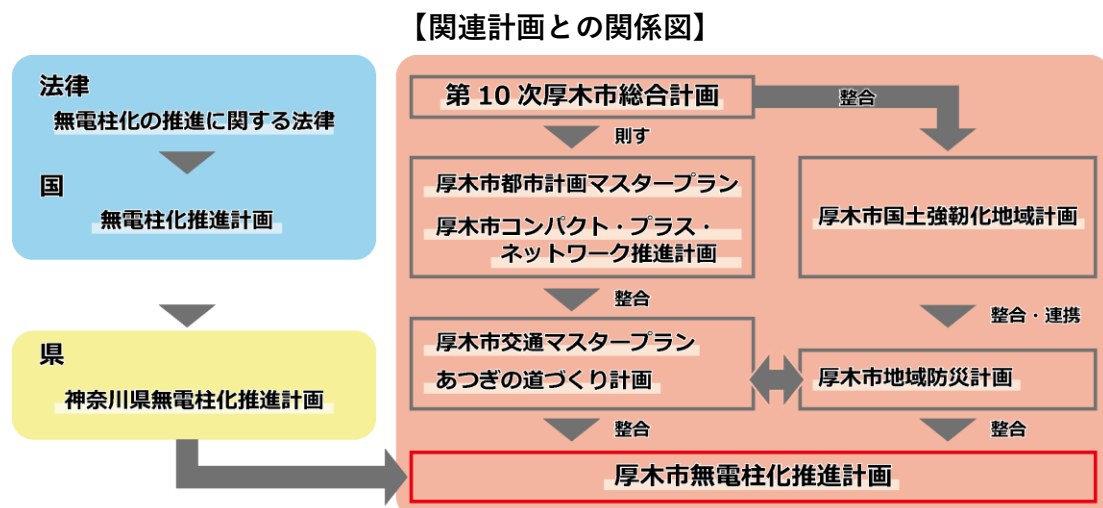
## (1) 計画策定の背景

本市ではこれまで、本厚木駅周辺を中心に「歩行者の安心・安全の確保」、「景観や災害に強いまちづくり」を目的に無電柱化に取り組んできました。近年、大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼす災害が頻発し、電柱の倒壊によるライフラインへの被害が発生しただけでなく、倒壊した電柱が避難や救急活動の妨げとなったことを受け、防災の観点からの無電柱化が求められています。

このようなことから、防災・減災、国土強靱化の取組への加速化対策、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、令和4年度から令和14年度までの11箇年にわたる厚木市無電柱化推進計画を策定するものです。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条第2項に規定されている市町村が定める「無電柱化推進計画」に位置付けるものであり、「厚木市都市計画マスタープラン」で定める都市交通や防災の方針と整合を図るとともに、「あつぎの道づくり計画」で基本方針に定める「安心・安全な道路空間の形成」に向けた取組の具現化を図るものです。

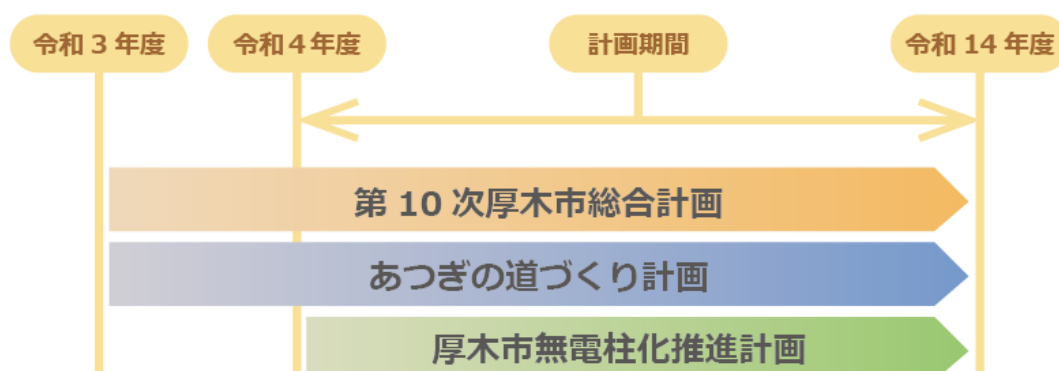


## (3) 計画期間

本計画の目標年次は、あつぎの道づくり計画の対象期間と合わせ「令和14年度」とします。

なお、本計画を確実に推進するため、事業の進捗管理を実施するとともに、国及び神奈川県との動向や新技術の開発状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

### 【厚木市無電柱化推進計画の計画期間】



## 2. 無電柱化の基本方針（本編 P.7～P.10）

### （1）無電柱化の必要性

#### ① 道路の防災機能の向上

災害時において、電柱倒壊による道路閉塞を防ぐことを主たる目的とし、緊急輸送道路や避難所等へのアクセス道路等の防災に寄与する道路の無電柱化を推進します。また、電線類への被災を軽減し、電気や電話などのライフラインを供給します。



#### ② 安全・快適な歩行空間の創出

歩道や路肩等の歩行者空間から電柱を撤去し、高齢者や障がい者、子どもたちなど、誰もが安全で快適に移動でき、良好な景観の保全・形成に配慮した、安全・快適な歩行空間の創出を目的に無電柱化を推進します。



上：災害時の救護活動を妨げる電柱  
下：通行を妨げる電柱  
（出典：国土交通省 HP）

### （2）無電柱化の推進に関する基本方針

「国や神奈川県が無電柱化に対する考え方」及び「本市における無電柱化の必要性」を踏まえ、以下の基本方針に基づき、必要性の高い区間から無電柱化を推進します。

#### 【無電柱化の推進における基本方針】

#### ■ 国・神奈川県が無電柱化に対する考え方

##### 《 防災 》

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路における被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進

##### 《 安全 》

歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路において無電柱化を推進

##### 《 景観 》

良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路において無電柱化を推進

#### ■ 厚木市の無電柱化の推進における基本方針

安心・安全・快適なまちづくりを目指し、無電柱化を推進

##### 【方針1】 防災空間の確保

災害時における被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進

##### 【方針2】 安全・快適な空間の確保

駅周辺や人が集まる拠点などを中心に、居心地が良く歩きたくなる空間の確保や、良好な都市景観の形成のために必要な道路の無電柱化を推進

### ① 無電柱化推進計画の対象路線

本市が管理する市道を対象とします。

### ② 無電柱化を推進する路線

本市の無電柱化の推進に関する基本方針を踏まえ、2つの方針に該当する路線を優先的に無電柱化を推進します。

#### 【無電柱化を推進する路線】

##### 【方針1】 防災機能の確保

- 第1・2次緊急輸送道路
- 避難所等へのアクセス道路 等

##### 【方針2】 安全・快適な空間の確保

- 本厚木駅・愛甲石田駅周辺道路
- 歩行空間の確保が必要となる道路
- 良好な都市景観の形成が必要な道路 等

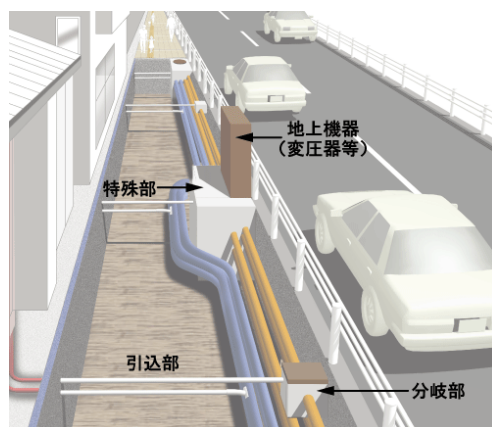
### ③ 無電柱化に必要な道路幅員

無電柱化は、地下空間を占有することから、一定の道路幅員が必要となります。

無電柱化整備は、主に電線共同溝が一般的となり、基本的には歩道下に電線を地中化するものであり、これに伴い、変圧器などの地上機器を歩道内に設置することから、原則として両側に歩道幅員 2.5m以上及び道路幅員 12m以上の道路を対象として推進します。

(右図参照)

ただし、歩道が狭い、あるいは歩道の設置がされていない道路等でも無電柱化の優先度が高い路線においては、柱状式機器方式や民間の屋根に設ける軒下配線、裏配線等の手法により無電柱化を推進します。



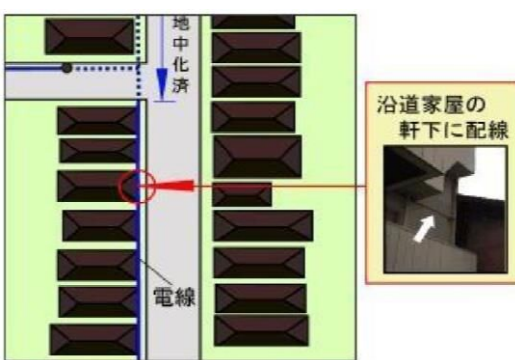
(出典：国土交通省 HP)

#### 【歩道が狭い、あるいは歩道の設置がされていない道路等における無電柱化手法の例】

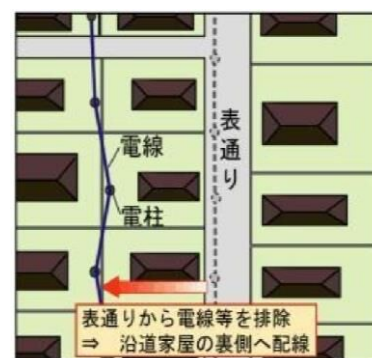
##### 柱状式機器方式



##### 軒下配線



##### 裏配線



(出典：国土交通省 HP)

#### ④道路の新設・拡幅や面的整備に伴う無電柱化の推進

新設電柱を増やさなため、あつぎの道づくり計画に位置付けられている各事業をはじめ、道路の新設・拡幅や歩道整備、再開発事業等のまちづくり事業等が実施される際には、周辺環境及び地域性などを総合的に判断し、必要に応じて無電柱化を推進します。

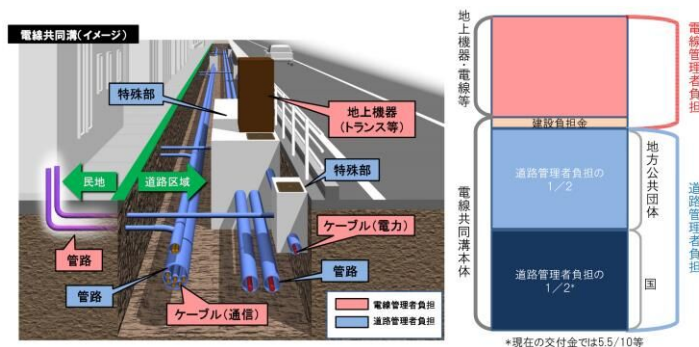
また、大規模な開発事業が実施される際にも、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を推進するとともに、市、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携し、無電柱化を推進します。

#### 【無電柱化（電線共同溝方式）の費用負担】

#### ⑤無電柱化に補助制度の活用

(出典：国土交通省)

無電柱化にかかる費用負担は、電線共同溝方式の場合、電線共同溝本体（管路、特殊部）の整備費用は建設負担金を除き、道路管理者（国と地方公共団体）が負担することとなるため、国等の補助制度を活用し、無電柱化の推進を図ります。



#### ⑥関係機関の適切な連携による無電柱化の推進

国の無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化の目的に応じた関係機関の適切な連携により無電柱化の推進を図ります。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下の役割分担を基本に手法を選定し、無電柱化を推進します。

##### ア) 防災・強靱化目的

- ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き市が主体的に実施します。
- ・長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施します。
- ・上記が重複する区間は市、電線管理者が連携して実施します。

##### イ) 交通安全、景観形成・観光振興目的

- ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は市が主体的に実施します。

#### ⑦無電柱化に対する市民等の理解の向上

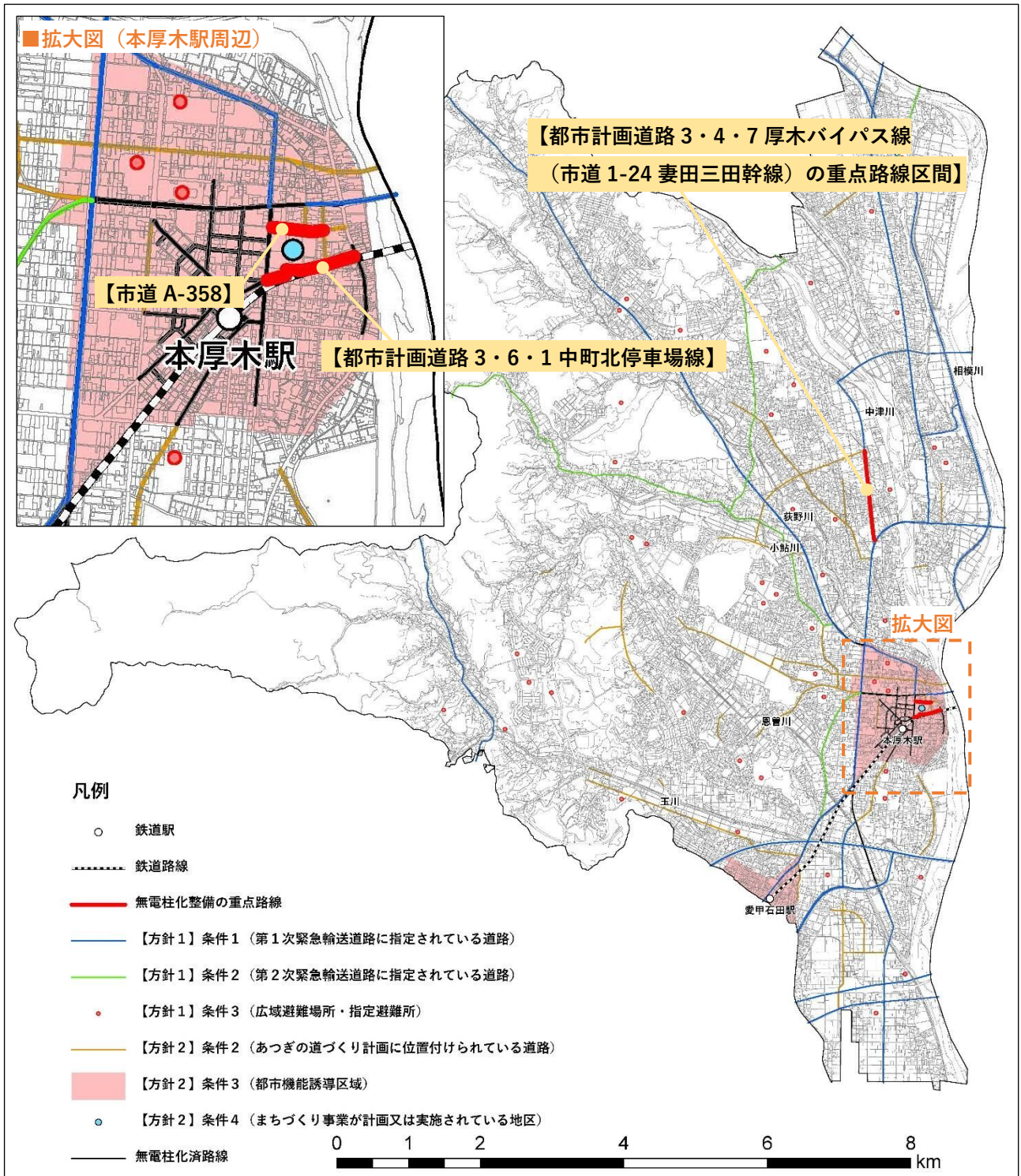
無電柱化の整備を円滑に推進するためには、対象路線に関わる関係者の理解と協力が不可欠となります。そのため、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。







【無電柱化の重点路線の位置図】



## (2) 無電柱化の重点路線の整備スケジュール

無電柱化の優先度の高い「重点路線」においては、今後 11 年間に無電柱化を実施することとし、以下のスケジュールで進めていきます。

【重点路線の整備スケジュール】

重点路線	整備延長	整備スケジュール											
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
都市計画道路 3・6・1 中町北停車場線	0.4km	■											
市道 A-358	0.2km	■											
都市計画道路 3・4・7 厚木バイパス線（市道 1-24 妻田三田幹線）の重点路線区間	0.7km				■								

## (3) 計画の推進

本計画を着実に推進していくため、事業の進捗管理を確実に行うとともに、関連事業等との連携や、国や神奈川県等の動向、新技術の開発状況、電線管理者・埋設企業者等との協議状況を踏まえ、適宜、PDCA サイクルによる本計画の見直しを行っていくとともに、愛甲石田駅周辺道路の整備についても検討を進めていきます。

【無電柱化推進計画の見直しのプロセス】

